

愛媛県行政評価システム外部評価委員会設置要綱

（設置）

第1条 県が実施する行政評価システムに県民の視点を導入し、評価の客観性・公平性、評価結果の精度を高めるとともに、県民への説明責任の徹底、透明性の向上を図るため、愛媛県政策・事務事業評価実施要綱（平成17年5月17日制定）第10条の規定に基づき、愛媛県行政評価システム外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- （1）予算施策評価及び事務事業評価結果に関する事項
- （2）その他会長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員会に会長を置く。
- 3 会長は、委員が互選する。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第5条 委員会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報告）

第6条 委員会は、必要に応じ、第2条の規定により調査検討した結果を愛媛県行政改革・地方分権推進委員会に報告することができる。

（解散）

第7条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部行財政改革局行革分権課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱改正後、最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 25 年 6 月 25 日までとする。